

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

現在、夜間中学は全国8都道府県に31校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え、四国や九州には、自主夜間中学はあっても夜間中学校は1校もない。全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。

現在、夜間中学在籍者に占める外国人の割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としている。夜間中学で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために就職や進学ができず困っている方も多く、言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みについて理解していないと、長く住む上でいろいろな問題が生じる。こうしたことから、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備と拡充が求められる。

一方、夜間中学がある地域においても、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労6カ月以上」などとなっているため、夜間中学が開設されていない地域に住む方々の就学の機会が制約されている状況がある。地域の活性化、治安の改善、また、政府が掲げる一億総活躍社会の実現に向けては、このような現状に適切に対応することが必要である。

よって、国においては、国籍や居住地等に関係なく、希望する人々に夜間中学への就学機会を提供できるよう、次の事項について迅速に対応するよう強く要望する。

記

- 1 年齢や国籍、居住地に関係なく、希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に対し、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人に対し、夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報を展開すること。また、低所得者に対する授業料減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月15日

広島県府中市議会